

平成 23 年度事業報告書
【船員保険事業】
（ 2011 ）

事業期間：平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日



第1章 全国健康保険協会の理念及び船員保険事業運営方針	
1. 理念	3
(1) 基本使命	3
(2) 基本コンセプト	3
2. 平成23年度の事業運営方針	3
第2章 加入者数、事業所数、医療費の状況	
(1) 加入者、船舶所有者の動向	5
(2) 医療費等の動向	5
第3章 船員保険事業の概況	
(1) 保険運営の企画・実施	7
(2) 船員保険給付等の円滑な実施	8
(3) 保健・福祉事業の着実な実施	12
第4章 東日本大震災における影響と対応について	
(1) 被災者、事業主及び船舶所有者への対応	15
(2) その他協会の被災者・事業主(船舶所有者)に対する支援	16
(3) 国の財政支援について	17
第5章 平成23年度の総括	18
協会の運営に関する各種指標(船員保険関係数値)	19
参考資料	21

第 1 章 全国健康保険協会の理念及び船員保険事業運営方針

1. 理念

(1) 基本使命

協会は、保険者として健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図ることを基本使命としています。

(2) 基本コンセプト

こうした使命を踏まえ、民間の利点やノウハウを採り入れ、保険者機能を十分に発揮し、次の事項を基本コンセプトとして取り組むものとしています。

- ・ 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- ・ 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・ 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- ・ 被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

2. 平成 23 年度の事業運営方針

【船員保険事業】

23 年 3 月に策定した 23 年度の事業運営の基本方針は、次のとおりです。

- (1) 協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、上記 1 の協会の理念（基本使命・基本コンセプト）に立脚した上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方にたって事業運営に取り組めます。
- (2) 23 年度は、加入者の皆様に信頼される事業運営を目指し、「安定的かつ健全な事業運営基盤の確立」と「加入者一人ひとりの健康増進」を事業運営の基本に据え、以下の考え方のもとに着実な事業運営に努めます。
 - ◆ 船員労働の特性に応じた事業ニーズを十分踏まえるとともに、利用者の視点に立ち、常にサービスの向上に努めます。
 - ◆ 船員保険加入者の健康増進を図るため、加入者一人ひとりの生涯を通じた健康生活支援のための総合的な取組に 23 年度から着手します。

- ◆ 船員保険協議会における十分な議論などを通じ、船員関係者のご意見を適切に反映し、信頼に応えられる事業運営に努め、P D C A（計画、実行、評価、改善）サイクルの適切な機能等を通じ、事業運営の効率化を図ります。
- ◆ ホームページのほかラジオ等も活用し、広報の充実を図るとともに、事業運営に関する船員保険協議会などの場での議論を迅速に公表するなど、積極的な情報開示に努めます。
- ◆ 疾病給付費や保険料収入の動向の的確な把握を行い、予算執行管理の適正を期するとともに、中期的な財政見通しを踏まえ、保険者としての健全な財政運営に努めます。
- ◆ 制度の利用に当たって、加入者にご不便が生じないよう、労働基準監督署や日本年金機構等の関係機関との連携を深め、円滑な事業実施を図ります。

第2章 加入者数、事業所数、医療費の状況

(1) 加入者、船舶所有者の動向

23年度末現在の被保険者数は58,722人であり、前年度末に比べて1,259人(2.1%)減少しています。被保険者のうち、疾病任意継続被保険者数は3,508人であり、前年度末に比べて248人(6.6%)減少しています。

被扶養者数は73,468人であり、前年度末に比べて2,876人(3.8%)減少しています。

加入者数では132,190人であり、前年度末に比べて4,135人(3.0%)減少しています。

23年度末現在の被保険者1人当たりの平均標準報酬月額額は38万7千円であり、前年度末に比べて0.3%減少しています。

平均標準賞与月数は平均標準報酬月額額の1.21月であり、前年度末に比べて0.01月増加しています。

23年度末現在の船舶所有者数は5,924人であり、前年度末に比べて77(1.3%)減少しています。

【(図表2-1) 加入者、船舶所有者等の動向】

(加入者:人、平均標準報酬月額:円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
被保険者数	73,438 (6.0%)	68,949 (6.1%)	66,081 (4.2%)	64,834 (1.9%)	63,499 (2.1%)	62,804 (1.1%)	61,868 (1.5%)	60,848 (1.6%)	59,981 (1.4%)	58,722 (2.1%)
うち疾病任意継続被保険者数	6,620 (3.2%)	5,661 (14.5%)	4,146 (26.8%)	4,003 (3.4%)	3,767 (5.9%)	3,522 (6.5%)	3,673 (4.3%)	4,150 (13.0%)	3,756 (9.5%)	3,508 (6.6%)
被扶養者数	124,341 (7.4%)	116,197 (6.5%)	107,503 (7.5%)	103,118 (4.1%)	97,846 (5.1%)	94,602 (3.3%)	82,266 (13.0%)	79,663 (3.2%)	76,344 (4.2%)	73,468 (3.8%)
平均標準報酬月額	365,140 (1.0%)	381,630 (4.5%)	380,463 (0.3%)	377,765 (0.7%)	380,146 (0.6%)	391,050 (2.9%)	394,179 (0.8%)	390,620 (0.9%)	388,287 (0.6%)	387,114 (0.3%)
船舶所有者数	6,611 (4.4%)	6,460 (2.3%)	6,347 (1.7%)	6,292 (0.9%)	6,237 (0.9%)	6,173 (1.0%)	6,155 (0.3%)	6,066 (1.4%)	6,001 (1.1%)	5,924 (1.3%)

(注) ()内は、対前年度増減率である。

(2) 医療費等の動向

23年度の医療費総額は246億円であり、前年度と比べて0.1%増加しています。また、保険給付費は226億円であり、前年度に比べて1.2%減少しています。その内訳として、医療給付費は192億円であり、前年度に比べて1.3%増加、現金給付費は35億円であり、前年度に比べて13.4%減少しています。

加入者1人当たりで見ると、医療費総額は183,803円であり、前年度と比べて3.3%増加、医療給付費は143,296円であり、前年度に比べて4.6%増加、現金給付費は25,933円であり、前年度に比べて10.6%減少しています。

23年度の年金給付費は43億円であり、前年度と比べて4.8%減少しています。受給権者数は2,309人であり、前年度に比べて0.1%減少しています。このうち、19年雇用保険法等

の一部を改正する法律による改正後の船員保険法に基づく年金給付費は2,206万円で、受給権者数は4人となっています。

【(図表2-2)医療費の動向】

(単位:億円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
医療費総額	296 (9.5%)	277 (6.3%)	264 (5.0%)	264 (0.1%)	256 (2.8%)	262 (2.2%)	263 (0.1%)	259 (1.2%)	245 (5.4%)	246 (0.1%)
保険給付費	287 (9.2%)	265 (7.4%)	254 (4.3%)	255 (0.6%)	249 (2.5%)	255 (2.3%)	253 (0.8%)	248 (1.8%)	229 (7.6%)	226 (1.2%)
医療給付費	232 (9.2%)	210 (9.6%)	200 (4.7%)	201 (0.7%)	194 (3.5%)	202 (4.1%)	203 (0.7%)	201 (0.9%)	189 (6.2%)	192 (1.3%)
現金給付費	55 (9.4%)	56 (1.7%)	54 (2.8%)	54 (0.5%)	55 (1.0%)	53 (4.1%)	49 (6.4%)	47 (5.5%)	40 (14.0%)	35 (13.4%)

(注1) ()内は、対前年度増減率である。

(注2)現金給付費については、制度改正により、22年1月以降においては、21年末まで船員保険から支給されていた保険給付(労災保険に相当する職務上疾病等給付)は労災保険から支給される(22年1月以降の災害に限る。)ようになったことに留意が必要。

【(図表2-3)年金給付費の動向】

(年金給付費:億円、受給権者:人)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年金給付費	39 (2.8%)	39 (0.4%)	40 (2.0%)	41 (3.5%)	44 (6.9%)	44 (0.1%)	44 (0.1%)	45 (1.8%)	45 (0.2%)	43 (4.8%)
受給権者数	1,983 (2.4%)	2,027 (2.2%)	2,067 (2.0%)	2,127 (2.9%)	2,172 (2.1%)	2,212 (1.8%)	2,246 (1.5%)	2,289 (1.9%)	2,311 (1.0%)	2,309 (0.1%)

(注1) ()内は、対前年度増減率である。

(注2)年金給付費は、障害手当金、遺族一時金等の各種一時金を含む。

(注3)受給権者数は、各年度末における障害年金及び遺族年金の受給権者数の合計である。

第3章 船員保険事業の概況

(1) 保険運営の企画・実施

① 保険者としての総合的な取組の推進

加入者の疾病の予防や健康増進、医療費の質の確保、医療費の適正化のため、加入者や船舶所有者に対する積極的な情報提供、保健・福祉事業の効果的な推進、各種給付の適正かつ迅速な支払い等の取り組みを総合的に推進しました。

② 情報提供・広報の充実

加入者・船舶所有者の方々への情報提供・広報については、申請手続きや健康づくりに関する情報などを掲載した「船員保険マンスリー」を毎月発行するなど、ホームページを活用し、加入者や船舶所有者の皆様役に役立つ情報を提供しています。

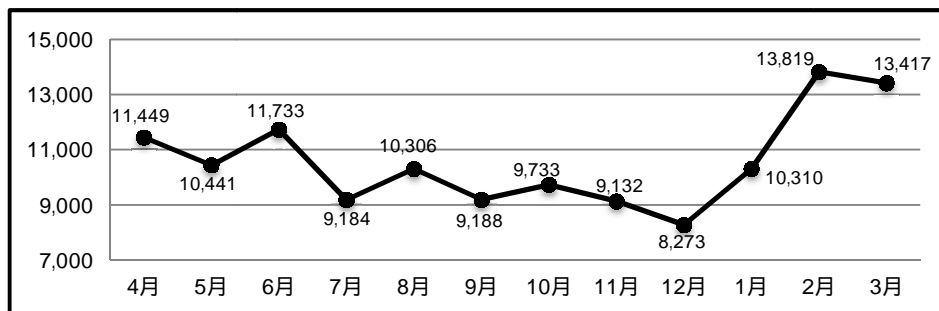
また、インターネットを利用いただけない加入者や船舶所有者の方々を含めた幅広い広報をするため、次のような取り組みを行いました。

- ◆ 船員保険の事業内容を簡潔に紹介したパンフレット「船員保険業務のご案内」を作成し、労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所などの関係機関に配布しました。
- ◆ 船員保険の運営状況等について掲載したリーフレット「船員保険通信」を作成し、全被保険者（疾病任意継続被保険者を含む。）に23年11月に配布しました。
- ◆ 短波無線によるFAX放送を利用し、遠洋航海船舶に従事する被保険者を対象に保険給付の内容や健康づくり等に係る広報を実施しました。
- ◆ 船舶所有者の方には日本年金機構の協力のもと保険料納入告知書の送付の際に保険料率変更リーフレットを同封し、また、疾病任意継続被保険者の方には保険料納付書の送付の際に保険料率変更リーフレットや健診案内リーフレット等を同封し、配布しました。

また、関係団体の機関誌等に健診案内などの情報を掲載いただきました。

今後とも、加入者の視点に立ったわかりやすい広報を心がけるとともに、様々な広報媒体を活用しながら情報発信力を強化していきます。

【(図表3-1) 船員保険部ホームページアクセス件数(23年4月~24年3月)】



(注) 船員保険部トップページのアクセス件数

）健全かつ安定的な財政運営の確保

23年度の船員保険の収入は480億円であり、その主な内訳は、保険料等交付金が344億円、疾病任意継続被保険者保険料が14億円、国庫補助金・負担金が36億円、職務上年金給付費等交付金が80億円となっています。

一方、支出は446億円であり、その主な内訳は、保険給付費が270億円、後期高齢者支援金等の拠出金等が108億円、介護納付金が33億円、業務経費・一般管理費が33億円となっています。

23年度においては、船員保険の中期的収支見通しを作成し、船員保険協議会で検討いたしました。平成19年の制度改革の効果もあり、船員保険の直近の財政状況は安定しています。しかしながら、被保険者数、標準報酬の低下傾向や医療費の増加傾向は継続しており、今後とも、各種指標の動向等を見極めながら、安定的な財政運営に努めていく必要があります。

）準備金の安全確保かつ有利な管理・運用

船員保険の準備金は、今後の保険給付費等の支払いに備えるほか、被保険者の皆様の保険料率の軽減に充てるため等の財源として保有しています。この準備金は、22年6月から金銭信託（運用対象は満期保有を原則とした日本国債）により運用しており、23年度の運用益は約8,000万円となっています。

（2）船員保険給付等の円滑な実施

）現金給付の支給状況（23年4月～24年3月）

職務外給付の23年度の支給額は、傷病手当金17億1,341万円（支給件数6,308件）、出産手当金809万円（同17件）、出産育児一時金4億8,801万円（同1,163件）、高額療養費（償還払い）1億8,672万円（同2,377件）、柔道整復施術療養費1億9,885万円（同42,730件）、その他の療養費4,631万円（同2,840件）となっています。

また、職務上乗せ給付の23年度の支給額は、休業手当金1億3,804万円（同962件）、障害年金・遺族年金208万円（23年度末の受給権者数4人）、障害手当金・遺族一時金797万円（支給件数17件）となっています。

また、職務上経過的給付は、傷病手当金4億317万円（同1,025件）、障害年金・遺族年金41億6,079万円（23年度末の受給権者数2,305人）、障害手当金7,667万円（支給件数17件）となっています。

【（図表3-2）過去5年間の現金給付等の推移】

（単位：件、千円、1件当たり金額：円、受給権者：人）

			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
職務外給付	傷病手当金	件数	7,761 (0.2%)	7,796 (0.5%)	7,173 (8.0%)	6,735 (6.1%)	6,308 (6.3%)
		金額	1,866,142 (8.0%)	1,970,451 (5.6%)	1,815,664 (7.9%)	1,883,816 (3.8%)	1,713,409 (9.0%)
		1件当たり金額	240,451 (8.3%)	252,752 (5.1%)	253,125 (0.1%)	279,705 (10.5%)	271,625 (2.9%)

出産手当金	件数	6 (68.4%)	6 (0.0%)	4 (33.3%)	17 (325.0%)	17 (0.0%)	
	金額	4,995 (51.0%)	5,270 (5.5%)	3,909 (25.8%)	10,057 (157.3%)	8,095 (19.5%)	
出産育児一時金	件数	1,063 (3.5%)	1,106 (4.0%)	976 (11.8%)	1,154 (18.2%)	1,163 (0.8%)	
	金額	371,950 (4.9%)	392,560 (5.5%)	371,653 (5.3%)	483,630 (30.1%)	488,010 (0.9%)	
高額療養費	件数	10,593 (3.7%)	11,954 (12.8%)	11,857 (0.8%)	12,052 (1.6%)	11,726 (2.7%)	
	金額	1,239,332 (16.9%)	1,228,322 (0.9%)	1,212,346 (1.3%)	1,249,267 (3.0%)	1,263,589 (1.1%)	
	1件当たり金額	116,995 (12.7%)	102,754 (12.2%)	102,247 (0.5%)	103,656 (1.4%)	107,760 (4.0%)	
現物給付分	件数	6,322 (74.5%)	8,965 (41.8%)	9,648 (7.6%)	9,380 (2.8%)	9,349 (0.3%)	
	金額	782,308 (116.4%)	992,666 (26.9%)	1,052,274 (6.0%)	1,038,565 (1.3%)	1,076,869 (3.7%)	
	1件当たり金額	123,744 (24.0%)	110,727 (10.5%)	109,067 (1.5%)	110,721 (1.5%)	115,185 (4.0%)	
現金給付分 (償還払い)	件数	4,271 (35.2%)	2,989 (30.0%)	2,209 (26.1%)	2,672 (21.0%)	2,377 (11.0%)	
	金額	457,024 (34.5%)	235,656 (48.4%)	160,072 (32.1%)	210,702 (31.6%)	186,720 (11.4%)	
	1件当たり金額	107,006 (1.0%)	78,841 (26.3%)	72,464 (8.1%)	78,855 (8.8%)	78,553 (0.4%)	
療養費	件数	-	-	-	35,613 (-)	45,570 (28.0%)	
	金額	-	-	-	200,997 (-)	245,163 (22.0%)	
	1件当たり金額	-	-	-	5,644 (-)	5,380 (4.7%)	
柔道整復 施術療養費	件数	-	-	-	32,953 (-)	42,730 (29.7%)	
	金額	-	-	-	153,311 (-)	198,850 (29.7%)	
	1件当たり金額	-	-	-	4,652 (-)	4,654 (0.0%)	
その他の 療養費	件数	-	-	-	2,660 (-)	2,840 (6.8%)	
	金額	-	-	-	47,686 (-)	46,313 (2.9%)	
	1件当たり金額	-	-	-	17,927 (-)	16,307 (9.0%)	
職務上上乘せ給付	休業手当金	件数	-	-	0	693 (-)	962 (38.8%)
		金額	-	-	0	92,002 (-)	138,035 (50.0%)
		1件当たり金額	-	-	0	132,759 (-)	143,488 (8.1%)
障害年金	受給権者	-	-	0	0 (-)	1 (-)	
	金額	-	-	0	0 (-)	1,449 (-)	
遺族年金	受給権者	-	-	0	0 (-)	3 (-)	
	金額	-	-	0	0 (-)	629 (-)	
障害手当金	件数	-	-	0	4 (-)	11 (175.0%)	
	金額	-	-	0	638 (-)	4,842 (659.0%)	
遺族一時金	件数	-	-	0	1 (-)	6 (500.0%)	
	金額	-	-	0	1,026 (-)	3,132 (205.3%)	

職務上経過的給付	傷病手当金	件数	5,114 (3.6%)	5,131 (0.3%)	4,799 (6.5%)	2,209 (54.0%)	1,025 (53.6%)
		金額	1,738,512 (3.0%)	1,762,177 (1.4%)	1,825,932 (3.6%)	888,696 (51.3%)	403,174 (54.6%)
		1件当たり金額	339,952 (0.6%)	343,437 (1.0%)	380,482 (10.8%)	402,307 (5.7%)	393,340 (2.2%)
	障害年金	受給権者	530 (0.6%)	527 (0.6%)	528 (0.2%)	533 (0.9%)	532 (0.2%)
		金額	1,145,401 (0.1%)	1,138,328 (0.6%)	956,202 (-)	980,901 (2.6%)	947,878 (3.4%)
	遺族年金	受給権者	1,682 (2.6%)	1,719 (2.2%)	1,762 (2.5%)	1,778 (0.9%)	1,773 (0.3%)
		金額	3,473,737 (3.2%)	3,574,576 (2.9%)	3,227,706 (-)	3,275,894 (1.5%)	3,212,915 (1.9%)
	障害手当金	件数	70 (12.5%)	65 (7.1%)	59 (9.2%)	64 (8.5%)	17 (73.4%)
		金額	224,355 (23.0%)	178,643 (20.4%)	194,990 (9.2%)	199,964 (2.6%)	76,671 (61.7%)
	遺族一時金	件数	6 (14.3%)	9 (50.0%)	16 (77.8%)	3 (81.3%)	0 (100.0%)
		金額	81,500 (27.0%)	99,043 (21.5%)	124,164 (25.4%)	22,182 (82.1%)	0 (100.0%)

(注1) ()内は、対前年度増減率である。

(注2) 21年度の件数及び金額は、社会保険庁において支給したものと協会では支給したものととの合計である。

(注3) 療養費には下船後の療養補償に係るものを含めていない。

(注4) 19年度及び20年度の障害年金及び遺族年金の金額は、各年度末における年金額の総額である。

）サービス向上のための取組

お客様満足度調査

加入者の意見を適切に把握しサービスの改善や向上に努めるため、疾病任意継続被保険者の保険証並びに傷病手当金及び高額療養費の支給決定通知書を送付する際にアンケートはがきを同封し、お客様満足度調査を初めて実施しました。(23年12月～24年1月)

【(図表3-3)お客様満足度調査】

指標	保険証を送付した 疾病任意継続被 保険者の方	傷病手当金・高額療 養費の支給決定通 知書を送付した方
申請手続き期間に対する満足度	37%	41%
申請書の内容等に対する満足度	36%	31%
職員の応接態度に対する満足度	63%	56%
申請手続き全体に対する満足度	36%	41%

サービススタンダード

船員保険給付の申請の受付から振込までの標準的な期間であるサービススタンダードについては、23年度においては、10営業日以内と定め、サービスの向上を目指してまいりました。

サービススタンダードの達成率(10営業日以内に振込むことができた割合)は、23年度全体では99.0%ですが、23年9月以降は毎月100%を達成しています。また、平均所要日数は7.17日でした。

保険証の発行に要する日数についても、23年度の平均は2.04日（疾病任意継続被保険者分は2.28日）であり、目標指標である3営業日以内を達成しています。

各種申請書等の受付体制等の整備

船員保険業務については、事務処理の効率化を図るため本部一括処理としており、受付については船員保険部への郵送をお願いしているところですが、加入者の方等の利便性を考慮し、各支部においても各種申請書の受付を行えるようにし、また、船員保険部内にコールセンターを設置して加入者等からの問い合わせ等に迅速に対応しています。

）被扶養者資格の再確認

被扶養者資格の再確認については、23年度当初の実施を予定しておりましたが、東日本大震災の影響により見送ることにしました。

なお、24年度実施に向け、24年3月に船舶所有者あてに実施の事前案内を送付しました。

）医療費のお知らせの実施

医療費のお知らせ（医療費通知）については、加入者の方々に健康及び医療保険制度に対する意識を深めていただくとともに、医療費の不正請求の抑止を図るため、協会移管後初めて24年3月に送付しました。

）レセプト点検の効果的な推進

レセプト点検については、健康保険事業に係る点検職員のリソースを活用し、事務処理を円滑に行うため、東京支部において業務を行っています。

23年度においては、レセプト点検に係る知識・技術を習得するための実務研修会を実施したほか、審査医師を含めた打合せにおいて査定事例に関する情報の共有化を行いました。また、レセプトシステムの抽出機能を強化し、レセプト点検の効果的な推進に努めました。

なお、被保険者1人当たりの効果額は、次のとおりとなっており、協会移管前後に発生した滞留分の影響がなくなったこと等により、23年度の効果額は22年度と比べ減少しています。

【（図表3-4）レセプト点検効果額】

	被保険者1人当たり効果額
資格点検	1,638円（2,357円）
内容点検	1,244円（1,967円）
外傷点検	606円（619円）

⑨ 資格点検及び内容点検は、4月から3月までの間に社会保険診療報酬支払基金から再審査の結果が通知されたレセプトに係る効果額。

外傷点検は、4月から3月までの間に返納金の決定を行ったレセプトに係る効果額。

（注）（ ）内は、22年度の数値である。

）無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

無資格受診等の事由による債権を発生させないよう、被保険者の資格を喪失または被扶養者の要件に該当しなくなった後においても保険証の返却がされていない方へ文書を送付するなど、無効となった保険証の早期かつ確実な回収に努めました。

また、発生した債権については、文書による催告を行うなど早期回収に努めました。

(3) 保健・福祉事業の着実な実施

）特定健康診査及び特定保健指導の推進

20年4月から40歳以上の加入者に対する特定健康診査（以下「特定健診」）及び特定健診後の特定保健指導の実施が医療保険者に義務づけられ、国から特定健診実施率等の達成目標（参酌標準）が示されています。24年度の達成目標は、特定健診実施率70%、特定保健指導実施率45%、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率は対20年度比10%とされており、その達成状況に応じて、各保険者が負担する後期高齢者医療制度への支援金が加算減算される仕組みになっています。

これらの目標の達成に向けて、20年4月に船員保険における5カ年計画（下表参照）が策定されており、協会としても、これを踏まえ、特定健診等を推進しています。

【（図表3-5）5カ年計画における実施率目標】

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度（参酌標準）
特定健康診査	48.6%	55.1%	60.1%	65.1%	70.0%
被保険者	60.0%	62.5%	65.0%	67.5%	70.0%
被扶養者	35.0%	43.8%	52.6%	61.4%	70.0%
特定保健指導	20.0%	26.2%	32.4%	38.6%	45.0%
被保険者	20.0%	26.2%	32.4%	38.6%	45.0%
被扶養者	20.0%	26.2%	32.4%	38.6%	45.0%

（注）被保険者に係る健診実施率については、船舶所有者からの船員手帳健康証明取得率20%を含む。

しかしながら、特定健診及び特定保健指導の実施率はともに目標を下回る結果となっています。これは、他の保険者（健康保険組合や共済組合）に比べて規模の小さい事業所が多く、かつ広い地域に点在していることや乗船中の被保険者との接触がとりにくいことなどから、効率的な健診の受診勧奨や特定保健指導の実施が難しいという事情が背景にあります。

23年度は、健診実施機関の拡大など、受診しやすい環境の整備を進めましたが、東日本大震災の影響もあり、健診や特定保健指導の実施率（速報値）は、ほぼ前年度と同程度の水準にとどまりました。

24年度は、加入者に対する広報や個別の働きかけの強化、受診手続きの更なる簡素化など、実施率の向上に向けた取り組みを行っていきます。

【(図表3-6) 健診の実績(速報値)】

	21年度		22年度		23年度		22年度比較増減		
	(対象者) 実施率		(対象者) 実施率		(対象者) 実施率		受診者数	実施率	
生活習慣病予防健診 (被保険者の特定健診) 40～74歳	(対象者) 43,385人 (受診者) 14,320人	33.0%	(対象者) 41,771人 (受診者) 14,060人	33.7%	(対象者) 40,665人 (受診者) 13,748人	33.8%	312人	0.1%	
生活習慣病予防健診 (被保険者) 35～39歳	(対象者) 4,691人 (受診者) 1,749人	37.3%	(対象者) 4,657人 (受診者) 1,874人	40.2%	(対象者) 4,707人 (受診者) 1,886人	40.1%	12人	0.1%	
特定健康診査 (被扶養者) 40～74歳	(対象者) 29,850人 (受診者) 2,558人	8.6%	(対象者) 28,596人 (受診者) 2,419人	8.5%	(対象者) 27,435人 (受診者) 2,408人	8.8%	11人	0.3%	
特定保健指導 (被保険者)	初回面談	(対象者) 4,547人 (受診者) 1,074人	23.6%	(対象者) 4,484人 (受診者) 1,037人	23.1%	(対象者) 4,177人 (受診者) 974人	23.3%	63人	0.2%
	6か月後評価	280人	6.2%	286人	6.4%	229人	5.5%	57人	0.9%
特定保健指導 (被扶養者)	初回面談	(対象者) 269人 (受診者) 17人	6.3%	(対象者) 232人 (受診者) 13人	5.6%	(対象者) 270人 (受診者) 5人	1.9%	8人	3.7%
	6か月後評価	2人	0.7%	6人	2.6%	1人	0.4%	5人	2.2%

(注1) 健診については、当該年度末時点の年齢要件に該当する加入者(独立行政法人等職員被保険者を除く。)を「(対象者)」とし、当該年度中の受診者を「(受診者)」としている。

(注2) 船舶所有者からの船員保険手帳健康証明取得分を含めていない。

特定健診・特定保健指導に係る23年度の主な取り組みは、以下のとおりです。

ア. 健診実施機関の拡大

生活習慣病予防健診	21年度末現在	117機関
	22年度末現在	123機関
	23年度末現在	126機関
特定健康診査	21年度末現在	1,241機関
	22年度末現在	1,420機関
	23年9月末現在	49,514機関 (健康保険と同様の集合契約を導入)

集合契約Aと集合契約Bの合計であり、重複して契約している機関を含む。

イ. 被扶養者の受診手続きの簡素化

被扶養者への受診券の事前交付申請手続きを廃止し、あらかじめ特定健診対象者となる者全員に受診券を交付することとし、受診手続きの簡素化を行いました。

ウ. パンフレットの送付による健診案内

健診の案内について、被保険者用の生活習慣病予防健診パンフレットを船舶所有者6,023へ送付しました。

特定健診対象被扶養者26,696人に対して被扶養者用の特定健診パンフレットを配布し、船舶所有者経由により案内を実施しました。

エ．広報活動

「船員保険業務のご案内」パンフレットに生活習慣病予防健診等について記載し、協会支部、年金事務所などの窓口を設置しました。

また、健診業務の委託先である財団法人船員保険会のホームページを活用し、生活習慣病予防健診については健診実施機関の一覧を掲載し、被扶養者の特定健診については協会各支部のホームページにリンクを張り、特定健診実施機関を閲覧することができるよう改善しました。

さらに「船員ほけん」、「船員保険しんぶん」等に健診案内の掲載を行うなど、積極的な受診勧奨を実施しました。

オ．健診未受診者への勧奨

23年11月に健診未受診者のいる船舶所有者あてに未受診者名簿を送付し、健診の受診勧奨を行いました。（未受診勧奨船舶所有者3,633）

）加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取組の着手

加入者一人ひとりの健康増進を図ることを目的として、23年度より「船員保険生涯健康生活支援事業」を新たに実施しました。具体的な事業は次のとおりです。

- ◆ 生活習慣病予防健診を受診しても自らの健診結果を見ていなかったり、覚えていない受診者が多い現状を踏まえ、意識・行動の変化につなげる有効な情報を提供するため、個々の健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供冊子を作成し、23年4月から12月までに生活習慣病予防健診を受診した11,521名の方に配布しました。
- ◆ 加入者の健康増進を図るため、「糖尿病の予防と治療」及び「薬の上手な使い方・保管方法」の2テーマについてパンフレットを作成し、全被保険者に配布しました。
- ◆ 加入者の健康増進に対する意識啓発につなげるため、船員労使団体が開催する研修会に保健師を講師として派遣しました。
- ◆ 今後の健康づくりの取組み等の検討に資するため、レセプトデータを活用し、加入者の疾病動向に係る調査分析を行いました。

）福祉事業の着実な実施

船員労働の特殊性を踏まえ、無線医療事業、洋上救急医療の援護事業、保養事業等について、蓄積されたノウハウを有する財団法人船員保険会、公益社団法人日本水難救済会に業務を委託し実施することにより、円滑な事業運営、加入者の生命の安全の確保及び福利厚生の上昇に努めました。

また、船員保険の保健・福祉事業をより一層効果的・効率的に実施していくため、加入者や船舶所有者の皆様のニーズ等についてアンケート調査を実施しました。

第4章 東日本大震災における影響と対応について

(1) 被災者、事業主及び船舶所有者への対応

東日本大震災発生以降、被災した加入者や事業主及び船舶所有者の皆様に対して「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（特別法）及び国の方針に基づいて費用負担や保険給付に関し、主に以下のような対応を行ってまいりました。

）保険証なしでの受診

医療機関等を受診する場合は、医療機関等の窓口で「氏名」、「生年月日」及び「事業所名又は船舶所有者名」を申出ることにより、保険証を提示することなく受診することを可能としました（23年6月末日まで）。

23年7月1日以降につきましては、保険証の提示が必要となりました。

）任意継続被保険者の保険料納付猶予

震災の影響により任意継続被保険者の方が保険料を納付期日までに納付することが困難な場合には、申出を行えば、23年5月末日まで納付を猶予することとしました。

）社会保険料の納付期限延長、免除

日本年金機構において、被災地域に住所がある事業所や船舶所有者の社会保険料については納付期限を延長する措置がとられました。

さらに、特別法の成立により、被災による被害で従業員への報酬の支払いに著しい支障が生じている場合には、最長で24年2月納付分（24年1月分保険料）までの保険料の免除を受けられることとなりました。

）標準報酬月額の変動の特例、傷病手当金等に関する特例

特別法の成立により、事業所又は船舶所有者が被災し、そのため従業員への報酬に著しい変動が生じた場合には、その月からの標準報酬月額の変動が可能となりました。この措置は、24年2月までに受けた報酬が対象です。

この改定を行った場合において、傷病手当金及び出産手当金については、改定前の標準報酬月額に基づく給付が受けられることとされています。

）医療機関における一部負担金等の猶予、免除

震災後、被災された加入者の方が医療機関等で受診した場合には、医療機関等の窓口で一部負担金等を支払わず（支払の猶予）受診することを可能としていました。

特別法の成立後は、被災された方は一部負担金等を免除することとし、23年7月1日以降一部負担金等の免除を受けるためには、協会など保険者が発行する免除証明書の提示が必要となりました。

一部負担金等の免除を受けることができる期間は、当初、国からの財政措置がある24年2月末日までとしていましたが、「原発事故に伴う警戒区域等の被災者」については、24年度政府予算において、24年3月以降も引き続き財政措置がされたため、25年2月末日までとしました。また、財政措置がされない「その他の被災者（住居の全半壊等）」についても、協会の保険者としての判断で24年9月末日まで免除を継続することとしました。

(参考) 協会における一部負担金等の免除証明書の発行状況 (累計)

〔船員保険〕

	発行枚数
24年3月31日現在	7,683枚
24年6月30日現在	8,288枚

）特定健診及び特定保健指導に係る自己負担分の還付

震災後、被災された加入者の方が、生活習慣病予防健診、特定健診及び特定保健指導を受けた場合には、自己負担分を還付しました。

還付の対象期間は、24年3月末日までとしていましたが、24年度も自己負担分の還付を継続することとしました。

(参考) 特定健診及び特定保健指導に係る自己負担分の還付の状況 (累計)

〔船員保険〕

	自己負担還付件数	
	23年度受診者分	24年度受診者分
生活習慣病予防健診	112	6
特定健診	65	7
特定保健指導	0	0

24年6月末現在の件数を計上したものの。

(2) その他協会の被災者・事業主（船舶所有者）に対する支援

協会では、以上の特別法や国からの通達による対応のほか、被災地での出張相談を年金事務所と連携して実施したり、避難所で生活されている方への自治体の健康支援活動に協会の保健師等が参加し、協力するなどの対応を行ってまいりました。

福島支部では、23年3月28日から5月31日まで福島県の要請により、避難所で被災された方々に対する健康相談を行いました。延べ276人の保健師が704か所の避難所を巡回して、7,039人の方に健康相談を行いました。

宮城支部では、23年5月9日から5月31日まで仙台市の要請により、市内の避難所で延べ25人の保健師が238人の方に健康相談を行いました。また、石巻市の避難所では5月から6月末まで27日間にわたり健康相談を行いました。

また、津波の被害のあった地域は船員保険加入者が比較的多い地域ですが、船員保険では、加入者、船舶所有者の皆様を対象に「船員保険被災者専用フリーコール」を設置（23年4月25日から24年3月31日まで設置）し、相談体制を整備しました。

(3) 国の財政支援について

震災への対応として、一部負担金等や保険料の猶予・免除や標準報酬月額の特例的な改定が講じられることとなりましたが、これらへの対応には財政負担が生じることとなります。協会としては厳しい財政状況の中、これらの負担に対する財政支援措置の要望を健康保険組合連合会と共同で厚生労働大臣に対し行いました（「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震対策に関する緊急要望書」23年4月5日厚生労働大臣宛）。

この結果、平成23年度第一次補正予算（23年5月2日成立）において、一部負担金等免除に伴う補助、保険料免除に伴う補助、標準報酬の改定の特例に伴う補助として、296億円（健保295億、船保1億）が予算措置されました。

また、24年度については、「原発事故に伴う警戒区域等の被災者」に係る一部負担金等免除に伴う補助が16億円、特定健診及び特定保健指導に係る自己負担分の還付に伴う補助が0.1億円予算措置されました。

東日本大震災への対応について

被災者・事業主（船舶所有者）に対する費用負担や給付に関する主な特例措置

事項	内容	23/3/11 6/30	7/1	24/2/29	3/1	3/31	9/30	25/2/28	3/31	備考
医療機関における一部負担金等の猶予、免除	医療機関の窓口での一部負担金等の支払いを猶予し、保険者で徴収を更に猶予立法後は免除 対象者は、住居の全半壊、原発事故に伴う警戒区域等の住民など	猶予	免除(医療費等)		原発事故関係					健康保険法等の規定により、保険者判断で実施可能
			免除(食事等)		住居の全半壊等					特例法による措置 平成24年2月末で終了
健診・保健指導の費用の還付	特定健診、特定保健指導等の自己負担分の還付									国からの協力依頼により実施
社会保険料の納期限延長、免除 [日本年金機構の措置]	被災した事業所の社会保険料の納期限を延長し、更に一定条件で免除									特例法による措置 平成24年2月末で終了
標準報酬月額の改定の特例 [日本年金機構の措置]	被災した事業所の被保険者の標準報酬月額の特例的な改定を実施									
傷病手当金等に関する特例	被災者に対する傷病手当金等について改定前の標準報酬月額に基づき給付									

第5章 平成23年度の総括

船員保険における平成23年度の総括

船員保険事業が国から協会に移管されて2年3カ月が経過しました。23年度は、「安定的かつ健全な事業運営基盤の確立」と「加入者一人ひとりの健康増進」を目指して事業運営を行ってきました。

その結果、各種現金給付の支払いや保険証の交付などの基礎的な平常業務については、所要日数が短縮されるなど業務運営が軌道に乗りました。また、医療費通知、お客様満足度調査、船員保険生涯健康生活支援事業などの新しい取り組みにも着手しました。

一方で、東日本大震災の影響もあり、特定健診や特定保健指導の実施率は伸び悩みました。また、被扶養者資格の再確認を見送るなど、計画どおりとならなかった事業も生じました。

こうした状況を踏まえ、24年度においては、加入者の健康生活を支援するための各種事業や医療費適正化対策に関する取り組みを一層強化し、保険者機能を十分に発揮できるよう努力してまいります。また、中長期的な財政見通しを踏まえながら、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

協会の運営に関する各種指標（船員保険関係数値）

【目標指標】

		目標	実績	
サービススタンダードの遵守	船員保険職務外給付の受付から振込までの日数の目標（10営業日）の達成率	100%	99.0%	
	船員保険職務外給付の受付から振込までの日数	10営業日以内	平均 7.17日	
保険証の交付	資格情報の取得（年金事務所からの回送）から保険証送付までの平均日数	3営業日以内	平均 2.04日	
疾病任意継続被保険者の保険証の交付	資格取得申請の受付または勤務していた船舶所有者における資格喪失情報の取得（年金事務所からの回付）のいずれか遅い方から保険証送付までの平均日数	3営業日以内	平均 2.28日	
お客様満足度	申請・手続き方法に対する満足度	23年度中に調査を実施	23年12月～24年1月に実施	
	職員の応接態度に対する満足度			
	電話連絡・電話照会目的の達成度			
	サービス全体としての満足度			
特定健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者	47.5%	33.8%
		被扶養者	61.4%	8.8%
船舶所有者健診の実施	船舶所有者健診のデータ取込率	20%	1	
特定保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者	38.6%	5.5%
		被扶養者	38.6%	0.4%
レセプト点検効果額	被保険者1人当たり資格点検効果額	22年度を上回る	1,638円（2,357円）	
	被保険者1人当たり内容点検効果額	22年度を上回る	1,244円（1,967円）	
	被保険者1人当たり外傷点検効果額	22年度を上回る	606円（619円）	

1 23年度の船舶所有者健診データについては、現在、実績データ取込中である。

2 内容点検効果額には、下船後の療養補償に係るレセプト点検の効果額を含む。

3 ()内は、22年度の数値である。

【検証指標】

		実績	
事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数		12件 (53件)
	疾病任意継続関係		1件 (1件)
	船員保険給付種別	療養費	1件 (10件)
		高額療養費	4件 (6件)
		傷病手当金	3件 (27件)
		出産手当金	0件 (0件)
		出産育児一時金	1件 (1件)
		葬祭料	0件 (1件)
		移送費	0件 (0件)
	健診関係		0件 (0件)
	保険証関係		0件 (2件)
	その他		2件 (5件)
お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付件数とその内容	苦情	1件 (5件)
		ご意見ご提案	0件 (1件)
		お礼・お褒めの言葉	0件 (0件)
業務の効率化・経費の削減	船員保険給付担当職員1人当たりの給付業務処理件数		1,289件 (1,284件)
	コピー用紙等の消耗品の使用状況	コピー用紙	454箱 (454箱)
		プリンタートナー(黒)	52個 (51個)
		プリンタートナー(カラー)	57個 (80個)

1 船員保険給付担当職員1人当たりの給付業務処理件数については、長期給付(障害年金等)の処理に係るものを除く。

2 ()内は、22年度の数値である。

参 考 资 料

平成 23 年度お客様満足度調査結果（船員保険）について

1 調査概要

加入者の意見を適切に把握しサービスの改善や向上に努めるため、平成 23 年 12 月から約 2 カ月間、以下のとおりお客様満足度調査を実施しました。

(1) 調査対象者

疾病任意継続被保険者の資格を取得した方（2,000 名）

傷病手当金及び高額療養費を受けられた方（1,000 名）

(2) 調査方法

(1)の調査対象者ごとにアンケートはがきを疾病任意継続被保険者の資格を取得した方（以下「疾病任継対象者」という。）には被保険者証を送付する際に、傷病手当金及び高額療養費を受けられた方（以下「保険給付対象者」という。）に、支給決定通知書を送付する際に同封しました。

(3) アンケート回収数

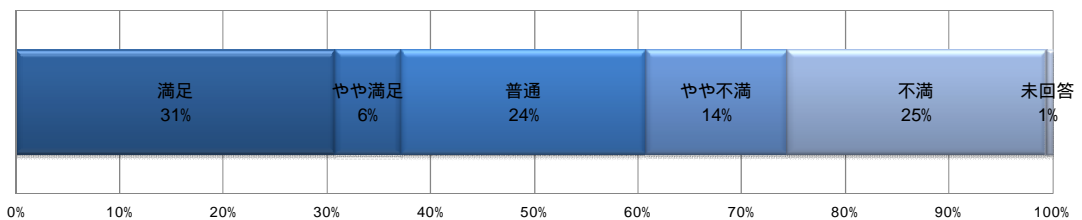
疾病任継対象者：140 / 2,000 名（7.0%）

保険給付対象者：184 / 1,000 名（18.4%）

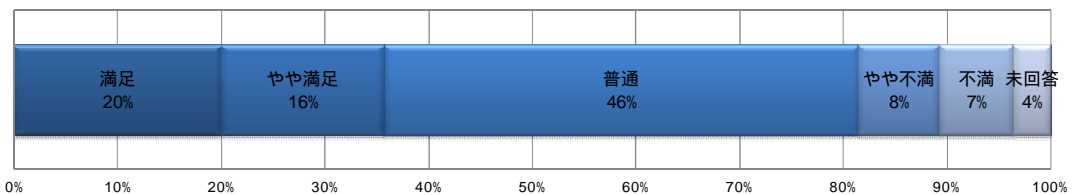
2 アンケート調査結果

(1) 疾病任継対象者

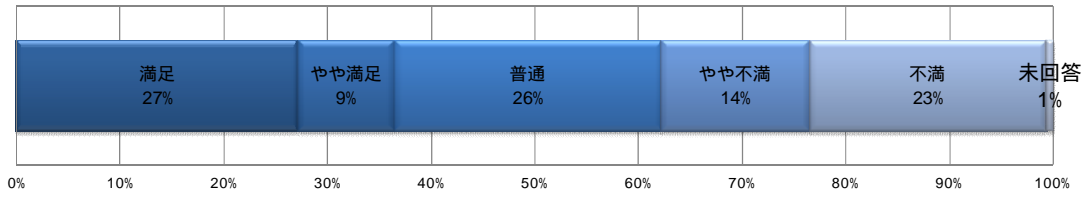
申請してから保険証がお手元に届くまでの期間について



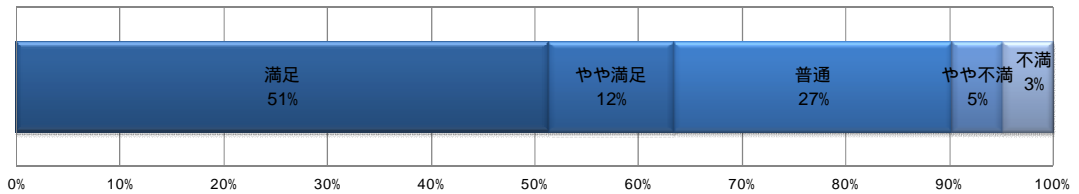
申請書の分かりやすさ、見やすさについて



保険証がお手元に届くまでの全体的な満足度について

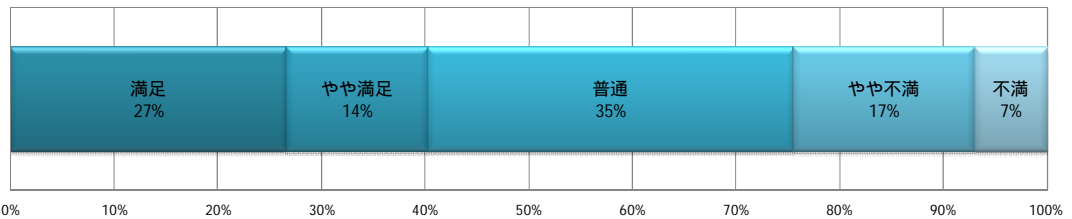


電話によるお問い合わせに対する説明内容や言葉使いなどについて

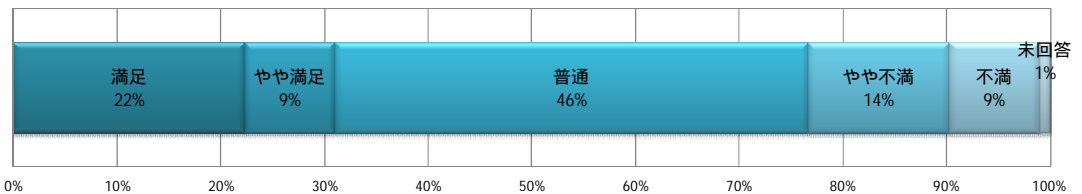


(2) 保険給付対象者

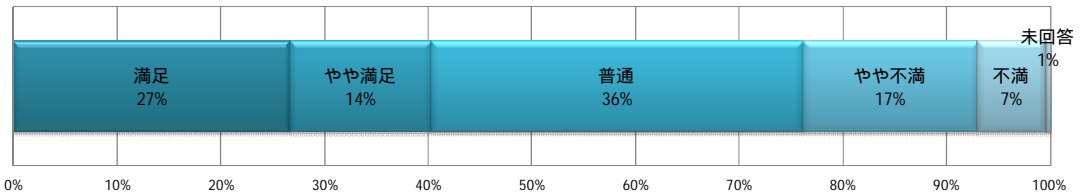
申請してから給付金が振り込まれるまでの期間について



申請書の分かりやすさ、見やすさについて



申請から給付金が振り込まれるまでの全体的な満足度について



電話によるお問い合わせに対する説明内容や言葉使いなどについて

